

2022 年度産業連携共同研究創出支援プログラム

審査要項

【学術研究・イノベーション推進機構（IMO）】

1. 審査方針

本プログラムの審査においては、本審査要項に定める審査の観点に基づき、応募者から提出があった研究計画書について、共同研究創出への発展性を踏まえて審査を行う。

審査は絶対評価を基本とし、書面審査による評点の集計に基づき、支援対象研究課題を選定する。

2. 審査体制

審査は、IMOが行う。

3. 審査方法

審査は、書面審査により行う。

(1) 応募者が作成した研究計画書について、本審査要項「5. 書面審査の観点」「6. 書面審査の基準」に基づき、観点1及び観点2のそれぞれについて評点を付すとともに、プラス評価内容については該当する内容に応じて評点を付す。

(2) 評点の集計に基づき、支援対象研究課題を選定する。

なお、審査の過程において不明な事項等があり、特に必要な場合は、応募者に追加資料による補助説明又はヒアリングへの出席を求めることができるものとする。

4. 利害関係者の取扱い

審査の公正性を確保するため、利害関係のある審査委員は審査に加わらない。

【利害関係者の例】

- ・審査委員自身が応募者又は当該研究グループの構成員である場合
- ・親密に共同して研究を行っている（共著論文等の執筆等）場合
- ・同一研究単位での所属関係（同一講座の教員等）である場合
- ・親密な師弟関係又は雇用関係がある場合 等

5. 書面審査の観点

書面審査においては、研究計画書の内容について各観点に基づき、それぞれ評価を行う。

観点1 「研究計画書1-1、1-2」の「研究の構想」について

- ・公募要項「2. 目的」のA→B→Cに沿った内容の説明が明確であり、かつ、企業との本格的かつ新たな共同研究の創出につながると考えられるか。
- ・競合、類似研究（技術）が存在する場合、当該研究との優位性、差別化等は明確になっているか。
- ・公募要項「3. 本プログラムが対象とする研究の内容」ア～イのうち、いずれか又は複数の記号に該当すると考えられるか（応募者の選択と審査委員の評価に相違があっても差し支えない）。

観点2 「研究計画書2（研究実施計画）」について

- ・「研究の構想」を踏まえた具体的かつ適切な実施計画になっているか。
- ・「申請金額」の主な使途は、実施計画と整合した適切なものとなっているか。

6. 書面審査の基準

審査の観点	審査基準	評点
・観点1（研究の構想）	優れている	5
	少し優れている	4
	妥当である	3
	少し優れていない（一部問題点がある）	2
	優れていない（問題点が多い）	1
・観点2（研究実施計画）	優れている	5
	少し優れている	4
	妥当である	3
	少し優れていない（一部問題点がある）	2
	優れていない（問題点が多い）	1

【プラス評価】

審査の観点	審査基準	評点
「受け入れる共同研究経費の規模が大きいものが想定されており、かつ、共同研究実施の可能性が高いもの」となっているか。	該当する	◎
	該当していない	—
「企業からのコメント」または URA との相談結果は、本共同研究の実施に向けて期待できるものか。	実施に向けて期待できる	◎
	実施に向けて期待できるとまでは言えない	—
	資料の提出がない	
「特許等知的財産の取得状況」は、本共同研究の実施に向けて有益であるか。	共同研究実施に向けて有益である	◎
	共同研究実施に向けて有益とは言えない	—
「研究構想」が革新的なイノベーション創出を目指す内容となっているか。	革新的な内容と考えられる	◎
	革新的とは言えない	—

以上